

モーダルシフト取り組み優良事業者公表・表彰規程

(目的)

第1条 日本物流団体連合会（以下物流連という）が、モーダルシフトを積極的に推進した事業者を公表・表彰することにより、物流事業者の自主的な取り組みを推奨すると共に、世間一般に広くモーダルシフトの意義を知らしめることを目的とする。

(表彰対象者)

第2条 物流事業者を対象（事業所単位も含む）とする。

(定義)

第3条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 モーダルシフトとは、物流事業者が貨物の幹線輸送において輸送の効率化等を目的とし、鉄道・海運等の大量輸送機関による輸送重量を増加させ、その利用率を向上させることをいう。
- 二 評価対象比率とは、評価対象期間内に物流事業者が輸送した貨物の総輸送重量に占める評価対象輸送重量の比率をい

う。

- 三 評価対象輸送重量とは、評価対象期間内に物流事業者が、鉄道・海運等を利用して輸送した重量の合計をいう。
- 五 幹線輸送とは、集配等フィーダー部分の輸送を除く物流拠点間の輸送を言い、輸送距離は定めない。
- 六 新規案件とは、評価対象期間内に物流事業者が、新たにトラックから鉄道・海運等へ輸送手段を変更した案件のことをいう。ただし、一回限りの輸送など突発的な案件は除く。
- 七 評価対象期間とは、対象となる年の1月から12月まで、又は4月から翌年の3月までをいう。

(表彰基準)

第4条 物流連は、物流事業者からの応募について、次の各号に該当するものから、選定委員会が優れたものとして選定した事業者を表彰する。

- 一 『モーダルシフト最優良事業者賞（大賞）』全ての応募案件の中で、最も秀逸な成果を達成したとして、委員会にて選定された事業者。

二 『モーダルシフト取り組み優良事業者賞』モーダルシフトに積極的取り組み、環境負荷低減、物流効率化等を実現した事業者。以下の各部門ごとに表彰を行う。

①『実行部門』評価対象期間の全社的な幹線輸送量の合計における評価対象比率が40%以上の事業者。

②『改善部門』評価対象期間の全社的な幹線輸送量の合計における評価対象比率が前年実績を上回った事業者。

③『継続部門』3年以上連続で①の基準を達成し続けた事業者。

④『改善継続部門』3年以上連続で②の基準を達成し続けた事業者。

⑤『新規開拓部門』評価対象期間においてモーダルシフトの新規案件を1件以上実施し、現在も継続して当該案件の輸送を行っている事業者。

⑥『有効活用部門』これまでに幹線輸送におけるモーダルシフトによって著しい環境負荷低減、または輸送の効率化・省人化を実現し、現在も継続して当該案件の輸送を行っている事業者。なお、過去に当制度において表彰を受けた案件は、対象としない。

※ 公募に当たって、モーダルシフト実施前後を比較し、輸送

効率、環境保全の実現を、数値化して提示すること。

- ※ ①から④各々の規定における表彰基準が重複した場合は、選定の結果最も相応しいと判断された基準で表彰する。
- ※ モーダルシフト最優良事業者賞（大賞）とそれ以外の規定における表彰基準が重複した場合は、モーダルシフト最優良事業者賞（大賞）として表彰する。
- ※ ③、④において、受賞した事業者は、達成累積年数を一度リセットすることとする。
- ※ ⑤、⑥に関しては、事業者が輸送区間、荷主、品目等を選んで応募することができる。

（応募の方法）

第5条 応募は、別紙様式1により物流連事務局に行うものとする。

（公表・表彰の方法）

第6条 物流連は、第4条の規定により表彰を行うとともに、同条各号の物流連の規定に合致する事業者を、モーダルシフト優良事業者としてホームページへの掲載等の方法により公表する。

(マークの制定)

第7条 前条のモーダルシフト優良事業者は、翌年度のモーダルシフト優良事業者が公表されるまでの間、別図に示すマークを環境報告書、ホームページ、ポスター、新聞広告、カタログ、会社案内等に表示することができる。

別図

